

【横浜市国民健康保険】【後期高齢者医療制度】

資格確認書等の一斉交付及び専用コールセンターの設置について【情報提供】

1 趣旨

- (1) 現行の紙の保険証の有効期限（令和 7 年 7 月 31 日）を迎える前に、すべての方に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお送りします。（7 月中）
- (2) 国保、後期の加入者様向けの専用コールセンターを設置いたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】専用コールセンターが開設されている旨、地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

専用コールセンターが開設されている旨、定例会等で周知をお願いします。

3 情報提供内容

次の内容を記載した資料を単位会長宛に送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1) 専用コールセンターの情報

【専用コールセンター】

TEL: 0 4 5 - 5 7 7 - 4 5 9 1FAX: 0 4 5 - 5 7 7 - 4 5 9 2令和 7 年 6 月 16 日から令和 7 年 8 月 29 日まで（土日祝日を除く）
9 時から 19 時まで

(2) その他

今回の一斉交付、マイナ保険証の使い方などのご質問等についてまとめています。

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）
担当 二瓶、稲川、松崎
電話 045-671-2422 / FAX 045-664-0403
メール kf-kokuho-skk@city.yokohama.lg.jp
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）
担当 山口、藤井、伊藤
電話 045-671-2409 / FAX 045-664-0403
メール kf-iryoenjo@city.yokohama.lg.jp

【横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ】

- 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」に関する専用コールセンターを設置します！

【専用コールセンター】

TEL:045-577-4591

FAX:045-577-4592

令和7年6月16日から令和7年8月29日まで（土日祝日を除く）

9時から19時まで

※マイナ保険証の使い方についても、お答えします。

※横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の方は、ご加入中の健康保険にお問い合わせください。



- 令和7年7月に送られてくる書類と保険証有効期限後の受診方法について次の表のとおりです。

保険証の有効期限（最長令和7年7月31日）後も、安心して受診をすることができます。

対象者		送られてくる書類	有効期限後の受診方法
国保の加入者様	マイナ保険証が ない 方	『資格確認書』 保険証の代わりとなる書類です。 有効期限は令和9年7月31日までです。	資格確認書
	マイナ保険証が ある 方	『資格情報のお知らせ』 ※加入内容をお知らせする書類です。 （単独で受診をすることはできません）	マイナ保険証
後期の加入者様	マイナ保険証が ない 方	『資格確認書』 保険証の代わりとなる書類です。 有効期限は令和9年7月31日までです。	資格確認書
	マイナ保険証が ある 方		マイナ保険証 （又は資格確認書）

※令和7年4月3日厚生労働省の事務連絡に基づき、後期の加入者様は一律で資格確認書が交付されることとなりました。

＜国保の資格確認書イメージ＞

カードサイズ（健康保険証と同じ）

薄灰色



＜国保の資格情報のお知らせイメージ＞

A4サイズ・白色

＜後期の資格確認書イメージ＞

パスポートサイズ（健康保険証と同じ）

橙色

● 資格確認書等に関する質問



Q1 「資格確認書」はどのような書類ですか

保険証と同じように、医療機関等に提示することで受診をすることができる書類です。横浜市国民健康保険はカードサイズ(薄灰色)、後期高齢者医療制度はパスポートサイズ(橙色)です。

後期高齢者医療制度の加入者様全員と、横浜市国民健康保険の加入者様のうちマイナ保険証がない方にお送りします。

Q2 「資格情報のお知らせ」はどのような書類ですか

加入情報を簡単にご確認いただくための書類となり、「資格情報のお知らせ」単独で受診をするとはできません。

横浜市国民健康保険の被保険者様のうちマイナ保険証がある方にお送りします。

「資格情報のお知らせ」を受け取られた方は、引き続きマイナ保険証で受診ください。

Q3 医療機関のカードリーダーが故障等で使えない場合に、マイナ保険証の被保険者は、どのように受診すればいいのですか。

マイナ保険証の利用登録をしている方には、保険者から「資格情報のお知らせ」(※)を送付します。マイナ保険証を利用できない医療機関等に受診する場合には、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に医療機関窓口に掲示いただくことで、受診することができます。

マイナ保険証について

【マイナ保険証とは】

お持ちのマイナナンバーカードを保険証としても利用することです。

この機会にマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

<マイナ保険証の主なメリット>

- ・ 過去のお薬情報や健康診断の結果に基づき質の高い医療を受けられます。
- ・ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。
- ・ 確定申告時に医療費控除が簡単にできます。

マイナ保険証の利用登録は次の方法で簡単に行うことができます。



【マイナ保険証の利用登録方法】

医療機関、薬局のカードリーダー等で利用登録をすることができます。

詳しい操作方法是、別紙1「マイナナンバーカードの健康保険証利用の申込みは医療機関・薬局の受付でもOK!」または別紙2「セブン銀行ATMをつかったマイナ保険証の作り方」を参照ください。

【マイナ保険証の使い方】

医療機関、薬局のカードリーダーにマイナ保険証を読み取ることで使うことができます。

詳しい操作方法是別紙3「とっても簡単!マイナナンバーカード」を参照ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

医療機関・薬局の受付でもOK！

当日その場でも
いいのね♪



マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを置く

保険証登録未実施の
場合
次の画面へ

この画面から
お申込み

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転職・転居等により保険者が変わり手続きが終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁



健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平 日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分



セブン銀行 ATM をつかった マイナ保険証の作り方



横浜市青葉区戸籍課 R6.9.12

たった5回操作するだけ

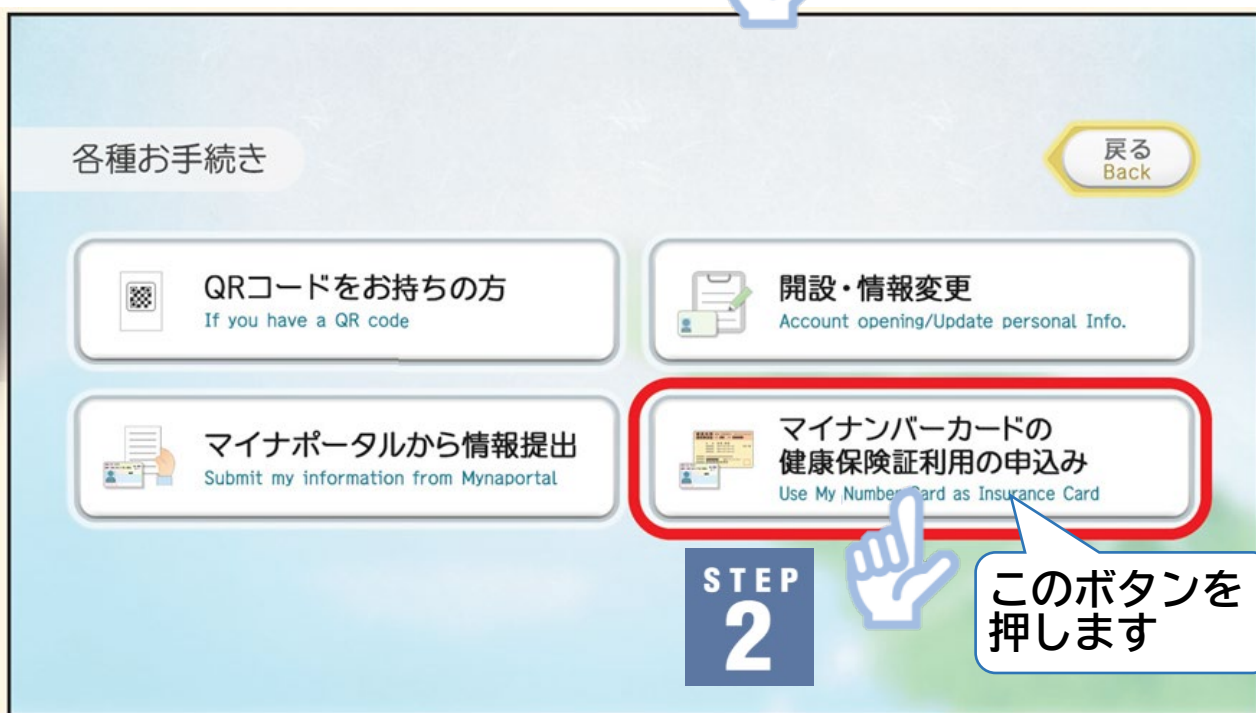
1分

で手続きが終わります！



必要なものはマイナンバーカードのみ

操作画面



マイナポータルからのメッセージです

マイナポータル
利用規約

マイナポータル利用規約に同意のうえ、健康保険証利用の申込みを行う
場合、確認を押してください。

STEP
3

このボタンを
押します

確認
Confirm



マイナンバーカードを入れてください

> カード裏面（写真のない面）を上に入れてください



裏面が上です

カードを
入れます

STEP
4

マイナンバーカードの利用者証明用パスワードを
右下のボタンで押してください

> 入力桁数 4桁
>>> 3回間違えるとカードが使用できなくなります

STEP
5

数字4ケタの暗証番号を入力

利用者証明用パスワード



これで完成です





とっても
簡単!

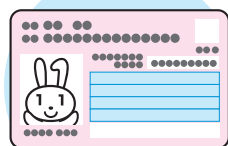
マイナンバーカード

1

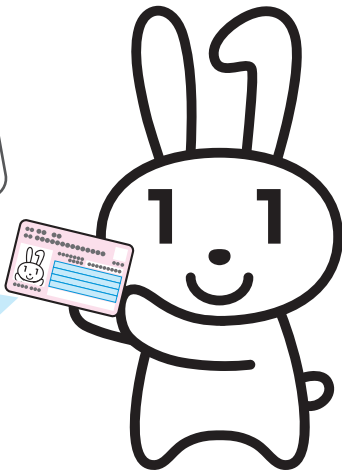


受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



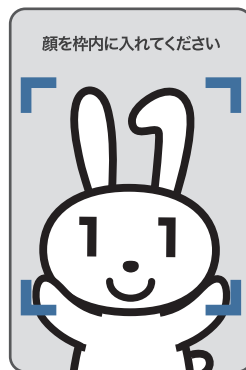
2



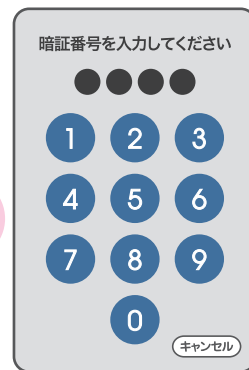
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

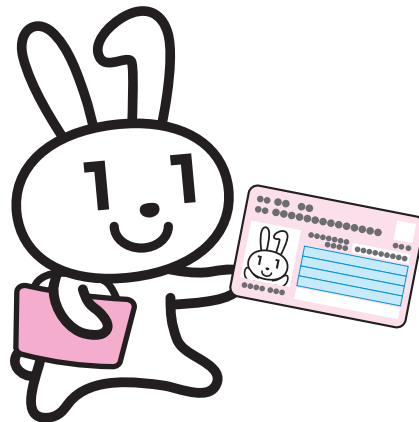
同意する

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。